

宮古島市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年6月8日

宮古島市長 下地 敏彦

## 宮古島市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 エコアイランド宮古島として資源循環型社会の構築の下、新エネルギーによる低炭素化社会を推進すると共に市民への省エネルギーや環境保全に対する意識啓発を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置者に対し、予算の範囲内で補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、第4条に定める要件に適合する住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）の設置に要する費用のうち別表に掲げる設備の設置に要する経費とする。ただし、住宅として使用していない別宅等への設置は対象外とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の要件に該当する者とする。

- (1) 当該年度内に対象システムの設置工事契約から設置完了及び電力会社と電灯契約を締結し、定められた期限内に実績を報告できる者。
- (2) 本市において、自らが住居として使用し、又は使用している建物及び土地に対象システムを設置する者。ただし、対象システムを設置する建物及び土地が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (3) 対象システムの稼働状況について、市への情報提供に協力できる者

- (4) 本市の市税（国民健康保険税を含む。）を完納している者。
- (5) 同一世帯及び同居家族の中にこの要綱に基づく補助金を受けている者がいないこと。

（補助対象システム）

第4条 対象システムとは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電システムであること。
- (2) 未使用品であること。（中古品は対象外）
- (3) 電力会社と電灯契約を締結することができること。
- (4) リース契約によるシステムではないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1kW当たり3万円に対象システムを構成する太陽電池の最大出力（単位はkWとし、小数点以下第3位を四捨五入。）を乗じた額とする。ただし、10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長が定める期日（以下「受付期間」という。）までに提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費用の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (2) 現況写真
- (3) 対象システムを設置する建物付近の見取り図
- (4) 対象システムを設置する建物の所有者の承諾書（様式第2号）（対象システムを設置する建物が補助対象者の所有物でない場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書及び添付書類の提出は、持参による。

(補助事業者の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があるときは現地調査を行い、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)を決定するものとする。なお、交付申請書の受付期間は2期に分けることとし、各受付期間内の交付申請件数が補助予定件数を超えた場合は、抽選により補助事業者を決定する。

2 市長は、補助事業者を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとし、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 対象システムの変更により補助金交付申請額の減額変更をした者又は補助事業を中止した者又は補助金交付決定を取消された者が出た場合は、予算残額に応じて、抽選順位に基づき、前項に規定する補助金不交付決定通知を受けた者のうち対象システムの設置を完了し、定められた期限内に実績を報告できる者の中から繰り上げて交付決定を行うことができる。

4 抽選により補助事業者を決定する場合の抽選は、公開抽選とし、日時については別に定める。

5 市長は、必要があると認めるときは追加募集を行なうことができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助金交付変更等の承認申請)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、補助金交付変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。

(変更後の交付決定)

第10条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、補助金交付変更等承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、対象システムの設置等が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第7号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、これらの書類の提出期限は、補助金の交付申請をした年度の3月5日（その日が本市の休日に当たる場合は、その日後において最も近い本市の休日でない日とする。）とする。

- (1) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 対象システムの設置状況を示す写真（太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの）
- (3) 対象システム（全太陽電池モジュール）の出力対比表
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (5) 補助事業者の住民票の写し
- (6) 補助事業者の市税完納証明書
- (7) 補助事業者の国民健康保険税の完納証明書（国民健康保険加入者のみ）
- (8) 建築物を所有していることを証する登記簿謄本（新築、建売の場合のみ）
- (9) 太陽光発電設備売電量データ提供同意書（様式第11号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 3月6日以降に補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、3月15日（その日が本市の休日に当たる場合は、その日後において最も近い本市の休日でない日とする。）までに、実績報告書に前項同様の書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 実績報告書及び添付書類の提出は、持参による。

(補助金交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第9号）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は前項の規定により提出された補助金交付請求書（様式第9号）を審査し、適正と認めるときは、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条2項の規定による補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。この場合において、市長は、補助金交付の決定を受けた者が当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第8条の規定による申請の取り下げがあったとき。

(4) 第10条の規定により補助事業の中止を承認したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金を取消しする旨の決定をしたときは、補助事業者に対し、補助金取消決定通知書（様式第10号）により通知し、規則第17条及び第18条の規定に基づき、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（調査）

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して次のことについて報告を求めることができる。また、市の職員をもって、その対象システムの設置場所に立ち入らせ、調査させることができる。

(1) 設置年度から5年間の発生電力量、売電電力量及び買電電力量（様式第

12号)

(2) 設置システムの使用状況に関するアンケート

(3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年6月8日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費
太陽電池モジュール
インバーター
接続箱
交流側開閉器
設置工事にかかる費用
架台
保護装置
直流側開閉器
配線・配線器具の購入・据付
余剰電力販売用電力計